

竹原浄化センター等維持管理業務委託

仕様書

竹 原 市

第1章 総 則

(目的)

第1条 この仕様書は、竹原市が所管する竹原浄化センター、皆実マンホールポンプ場、榎町マンホールポンプ場、皆実第2マンホールポンプ場、皆実第3マンホールポンプ場、中通第1マンホールポンプ場、中通第2マンホールポンプ場、中通第3マンホールポンプ場、本町マンホールポンプ場、古庭マンホールポンプ場、西中通マンホールポンプ場、田ノ浦第1マンホールポンプ場、田ノ浦第2マンホールポンプ場、田ノ浦第3マンホールポンプ場、大王第1マンホールポンプ場、大王第2マンホールポンプ場及び中央第2雨水排水ポンプ場（以下、「浄化センター等」という。）の包括的な運転管理業務委託にあたり、適切な運転による性能の確保及び効果的かつ効率的な運転・維持管理を行うために必要なことを定めることで、提供を受ける下水処理サービスの水準を確保し、受託者自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先としつつ浄化センター等の運営を効率的及び効果的に行う事により本業務の維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図ることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 受託者は、浄化センター等の機能を十分発揮させ、別に示す性能基準を満たすよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書、及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 業務の履行期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

(業務の範囲及び業務内容)

第3条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(業務管理)

第4条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。

3 受託者は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じる恐れのある緊急事態を想定し、連絡体制を整えるとともに、緊急時における基本的な対応方法を定めた緊急時対応マニュアルを作成し、常にこれに対処できるように準備すること。

(監督員の選任及び権限)

第5条 委託者は監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の権限は、次のとおりとする。

- (1) 契約の履行について総括責任者との協議。
- (2) 業務履行計画書の承諾又は協議。
- (3) 検査及び監督業務のほか別途特記仕様書による。

(総括責任者の選任及び職務)

第6条 受託者は総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知することとし、総括責任者を変更したときも同様とすること。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(有資格者・有経験者・作業従事者)

第7条 業務履行上で必要な有資格者については、特記仕様書に記載するとおりとする。

- 2 受託者は、業務の従事者について、分担責任者などを、書面にて委託者に通知することとし、その従事者を変更したときも同様とすること。

(事業計画書)

第8条 受託者は、本仕様書、特記仕様書及びその他関係書類等に基づき、契約期間中の事業計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。

- 2 事業計画は、浄化センター等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案しなければならない。また、施設・設備を長期スパンで捉えて、予防保全計画を事業計画の中に盛り込まなければならない。
- 3 事業計画書は、監督員の承認を受けるものとする。
- 4 事業計画書を変更する必要がある場合は、監督員と協議し、その承認を受けるものとする。

(業務履行計画書)

第9条 受託者は、特記仕様書に定めるところにより当該年度毎に業務履行計画書を作成し、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること。
- (2) 現場組織に関すること。
- (3) 業務実施計画に関すること。
- (4) 業務方法に関すること。
- (5) 安全衛生管理に関すること。
- (6) 各種報告書様式
- (7) その他必要事項

(業務実施計画書及び業務完了報告書等)

第10条 受託者は、月間の業務履行に関する計画を特記仕様書に定めるところにより委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務実施計画書に添付して提出すること。業務実施計画を変更する必要がある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りではない。

2 受託者は、前項の当該月の業務実施計画に基づき業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出すること。

3 受託者は、当該年度の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより浄化センター等施設管理状況報告書を委託者に提出しなければならない。なお、関連資料がある場合は、浄化センター等施設管理状況報告書に添付して提出すること。

4 受託者は、委託最終年度に特記仕様書に定めるところにより契約業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(業務記録等の整備)

第11条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(業務報告書等)

第12条 受託者は、本仕様書「第3章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

第13条 受託者は、作業の実施に当たり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び訓練)

第14条 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対して、浄化センター等の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、委託業務又はその運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第15条 受託者が、業務遂行上必要とする設計書、図面等(完成図書)、特殊工具等は貸与する。

2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類・カメラ・安全対策器具類については、受託者の負担とするが、浄化センター等に備え付けの工具類・安全対策器具類については貸与とするので一括管理に努める。

3 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を

把握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第16条 受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。

(諸室等の自主管理)

第17条 受託者は、浄化センター等の施設の一部を使用する場合には、書面により委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧すること。

(浄化センター等の一般管理)

第18条 受託者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守するとともに、業務の実施、浄化センター等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、監督員に提出するものとする。

(業務委託料の支払)

第19条 この業務委託の委託料の額は、第2条に示す業務の履行期間の総価とするが、受託者は、各年度毎の予定価格及びその内容を明記した内訳書（人件費、その他、消費税相当額等の内訳を示したもの。受託者の様式による。）を、契約締結時に提出するものとする。

2 受託者は6ヶ月間の業務完了につき、業務完了検査に合格したときは、6ヶ月分の業務委託料を請求することができる。

3 請求金額は、当該年度予定価格÷当該年度月数×業務完了月数とする。

4 委託者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に当該金額を支払わなければならない。

第2章 業務範囲及び業務内容

(業務範囲)

第20条 業務の主な内容は次のとおりとし、業務の運用及び詳細については特記仕様書に記載するものとする。

(1) 運營業務

① 特記仕様書に定める性能基準を遵守するための浄化センター等の適正な管理

② 浄化センター等の効率的な運転管理

(2) 運転操作監視業務

① 中央監視及び操作

- ② 各種機器の現場運転操作
- ③ 各種機器の巡視点検
- ④ 各種機器の調整及び交換
- ⑤ 薬品、ユーティリティの使用状況確認及び記録
- ⑥ 運転操作・状態監視・故障時通達及び故障時通報の対応
- ⑦ 運転状態の確認、記録、及び報告書の作成
- ⑧ 汚泥処理に係わる作業
- ⑨ その他業務上必要な諸作業
- (3) 保守点検業務
 - ① 各設備機器の定期点検及び保守、診断
 - ② 施設の小修理及び塗装
 - ③ ポンプ棟天井クレーン、地下タンク毎月点検
 - ④ 各種法令点検の手配、管理
 - ⑤ 土木・建築施設の定期点検及び保守
 - ⑥ ①～⑤の結果の記録及び報告書作成
- (4) 点検・修繕業務
 - ① 高圧受電設備
 - ② 無停電電源設備
 - ③ 低圧動力設備
 - ④ 水処理設備
- (5) 環境計測業務
 - ① 日常的及び定期的な水質分析及び汚泥分析
 - ② 分析結果の記録及び報告書の作成
 - ③ 異常流入水などの非常時の水質分析
- (6) 施設管理業務
 - ① 業務範囲内の清掃及び整理・整頓
 - ② 植栽の管理、施設場内の草刈作業
 - ③ 環境整備の記録及び報告書の作成
- (7) 自家用電気工作物の保安全管理業務（マンホールポンプ場を除く）
 - ① 引込設備
 - ② 受・配電盤
 - ③ 配電設備
 - ④ 負荷設備
 - ⑤ 非常用発電措置
 - ⑥ 蓄電池設備
- (8) 保安全管理業務
施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、保全計画（定期修繕計画）の策定
- (9) 物品管理調達業務
管理運営に必要な消耗品類及び薬品類の調達及び管理

(10) 施設警備業務

- ① 各施設及び機器類の警備
- ② 火災・盗難事故の感知、関係先への通報

(11) 緊急時の対応

(12) 臨機の処置

(調整及び交換)

第21条 受託者は各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めること。ただし、調整及び交換の対象機器及び報告は、特記仕様書に記載するものとする。

2 受託者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- (1) 各機器等の消耗品の交換・調整、オイル交換
- (2) 各機器等のグリースアップ
- (3) 制御に関する発信器の点検及び調整
- (4) 各池及び槽の流入・流出量の調整

(簡易修繕及び塗装)

第22条 受託者は、設備点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、現場で補修可能な軽微なものについては補修し、作業終了後に写真等を添付し報告すること。

2 特記仕様書で定める塗装（部分塗装）等の実施。

(業務形態)

第23条 受託者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 運転業務 | 24時間連続とする |
| (2) 巡視点検 | 計画による |
| (3) 保守点検業務 | 計画による |
| (4) 点検・修繕業務 | 計画による |
| (5) 環境計測業務 | 計画による |
| (6) 施設管理業務 | 計画による |
| (7) 自家用電気工作物の保安全管理業務 | 保安規定による |
| (8) 保安全管理業務 | 計画による |
| (9) 緊急時対応 | 必要の都度 |
| (10) 臨機の措置 | 必要の都度 |

(報告)

第24条 前条における各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第25条 受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 受託者は、契約締結後、定められた期間内に次の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届（契約締結後14日以内）
- ② 総括責任者選任届（契約締結後14日以内）
- ③ 貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から14日以内）
- ④ 事業計画書（契約締結後30日以内）
- ⑤ 契約時施設機能確認報告書（契約締結後30日以内）
- ⑥ その他必要なもの

(業務書類等の提出期間)

第26条 受託者は、委託期間中、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 受託者は当該年度に係る業務履行計画書を毎年4月1日より14日以内に提出すること。

3 受託者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。

- ① 運転業務実施計画
- ② 保守点検業務実施計画
- ③ 点検・修繕計画
- ④ 自家用電気工作物保安管理業務計画
- ⑤ 物品管理業務実施計画
- ⑥ その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

4 受託者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の14日までに提出すること。

- ① 前項①から④の業務実施計画の実績に関する報告
- ② 前項⑤において実施した業務実績に関する報告
- ③ 当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書

5 前項③の浄化センター等の施設管理状況報告書には、次に掲げる報告を添付すること。

- ① 当該月の浄化センター等の施設管理状況説明（考察・所見等）
- ② 運転管理月報
- ③ 設備補修月報告
- ④ 物品管理調達月報告
- ⑤ 故障等緊急対応・措置報告

6 受託者は、次に掲げる書類を毎日若しくは、委託者が指定する日毎に提出すること。

- ① 業務日報
- ② 運転日報
- ③ 巡視点検報告

7 受託者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る浄化センター施設管理状況報告書を当該年度終了から14日以内に提出するものとし、次の報告書を添付すること。

- ① 当該年度に係る業務検査願書
- ② 当該年度の浄化センター等施設管理状況説明（考察・所見等）
- ③ 運転管理年報
- ④ 定期点検年報告
- ⑤ 設備補修年報告
- ⑥ 自家用電気工作物保安管理状況
- ⑦ 物品管理調達年報告
- ⑧ 緊急等対応・措置年報告

8 受託者は、契約満了に伴い委託期間満了日から14日以内に、次の書類を提出しなければならない。

- ① 契約業務完了届
- ② 委託期間最終年度における前項に定める浄化センター等施設管理状況報告書

（成果物）

第27条 受託者は、各年度の受託業務の成果物として、当該年度分の浄化センター等施設管理状況報告書を委託者に引き渡すものとする。

2 成果物は、正副各1部を作成し正を委託者に納めること。なお、製本方法などは委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（業務検査）

第28条 受託者は、業務委託料支払い時、当該年度終了時及び契約業務終了時に、委託者の業務検査を受けなければならない。検査の方法等については、別途協議の上定めるものとする。

第4章 維持管理業務

（運営業務の要領）

第29条 受託者は、これまでに蓄積してきた知見と経験を最大限に活用し、自らの責任と裁量により、所定の性能担保を最優先としつつ浄化センター等の運営を効率的及び効果的に行う事により本業務の維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図る事を目的とする。

（運転業務の要領）

第30条 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。

2 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

(巡視点検)

第31条 浄化センター等の巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

- 2 巡視点検の項目等については、特に定めのあるものを除き、受託者が自らの経験等により定めること。
- 3 巡視点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。
- 4 巡視点検結果は、前項2に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

(就業の制限)

第32条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いなどにあつては、有資格者以外の者が行ってはならない。

(災害時の措置)

第33条 受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

(異常時の措置)

第34条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、監督員に報告し、協議して対処しなければならない。

(保守点検業務の要領)

第35条 受託者は、浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとする。

- 2 保守点検の内容・頻度は、特に定めるものを除き、受託者が自らの経験等により定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 受託者は、仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検にあたらなければならない。
- 4 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。
- 5 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- 6 受託者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。
- 7 受託者は、設備管理台帳を作成し、機器の保全歴や整備・工事等の情報を保管し、また必要時に速やかに引き出せるようにしておくこと。

また、設備情報は、常に最新の情報がわかるようにデータを更新しておかなければならない。

(異常時の措置)

第36条 受託者は保守点検において、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、報告しなければならない。

- 2 保守点検により浄化センター等施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、監督員に連絡し、協議して対処すること。

(点検・修繕業務の要領)

第37条 受託者は、竹原浄化センター等の設備機器の性能及び機能を確保するために必要な点検・修繕(部品交換を含む)を行うものとする。

- 2 点検・修繕の内容等については、特記仕様書の定めによるものとする。
- 3 その他の点検・修繕要領については、本仕様書第35条の保守点検業務の要領に準じること。

(環境計測業務の要領)

第38条 受託者は、浄化センター等の目的を達成するため運転管理に必要な水質及び汚泥の分析・解析と精密試験を行うものとする。

- 2 分析の対象項目等は、詳細については受託者が定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 分析は、仕様書・特記仕様書等に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところにより行う。
- 4 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止する。
- 5 分析結果について分析報告書に記録する。
 - (1) 各種分析データの情報を保管し、また必要時に引き出せるようにする。
 - (2) 薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録する。

(施設管理業務の要領)

第39条 受託者は、浄化センター等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保するために必要な施設管理業務を行うものとする。

- 2 清掃、除草などの施設管理業務の詳細な内容は、特に定めのあるものを除き、受託者が自ら定め、業務履行計画書に記載し、それに従い実施することとする。
- 3 業務範囲内の点検通路は、緊急時に備え、不要物等の整理等を行う。
- 4 前項の結果について施設管理業務報告書に記録する。

(自家用電気工作物の保安全管理業務の要領)

第40条 受託者は、経済産業省の定める「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」中の「みなし設置者」として竹原浄化センター及び中央第2雨水排水ポンプ場の自家用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する業務を行う。

2 業務の内容等については、特記仕様書の定めによるものとする。

(突発対応)

第41条 善良な施設運転管理の元において、性能に影響を及ぼすような突発的な不具合が設備、装置及び機器等に発生した場合は、被害を最小限にとどめる措置をするとともに、委託者へ速やかに報告し、委託者の指示により対応するものとする。

2 被害を最小限にとどめるための措置に費用を要した場合には、委託者にその旨を報告し、別途協議し委託者の負担を決定するものとする。

(物品調達管理業務の要領)

第42条 受託者は、浄化センター等の運転管理に要する燃料、消耗品、油脂類を自らの負担で調達し、それらの適正な管理を行うものとする。ただし、中央第2雨水排水ポンプ場に係る燃料の調達は、委託者が負担するものとする。

2 物品管理の対象品、品質・規格及び管理方法は、受託者が自ら定め、業務履行計画書に記載し、それに従い調達管理することとする。

3 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。

4 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足により設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。

5 受託者は、納入品及び量等を物品管理報告書に記録しなければならない。

(休日等の連絡)

第43条 受託者は、監督員の休日及び時間外に異常を発見した場合は以下の内容について監督員に連絡し、協議の上対処すること。

- (1) 連絡年月日、時間、監督員、連絡者名
- (2) 発生・発見時刻、状況、対応の有無
- (3) 措置、指示事項、その他

第5章 責任分担

(事業実施における責任分担)

第44条 事業実施における浄化センター等施設について、その下水道管理者としての責任は委託者にあるが、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上委託者が責任を負うものとする。

2 リスクの分担及びマネジメントについては、特記仕様書に基づきその程度や具体的内容について双方協議の上決定するものとする。

3 受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等(債務不履行時の履行補償に要する費用等を含む)に対応する保険等に参加すること。

(経費の負担)

第45条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者が自らの業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

- 2 第36条第2項において、監督員との協議により受託者が修繕工事等の復旧を行った場合、その内容が業務範囲外の時は、これに要した費用は委託者の負担とする。

(受託者の責任)

第46条 受託者は、第52条に示す場合を除き、第48条に示す性能を発揮するよう浄化センター等の運転を行わなければならない。

- 2 受託者は、浄化センター等施設の機能の保持に努め、過度な劣化が生じないよう適正に運転及び管理を行わなければならない。
- 3 第2章に示した業務は、受託者の責任において遂行するものとする。
- 4 契約終了時又は委託者による機能確認時に処理場等の施設及び設備が過度に劣化していると認められた場合は、正当な理由がある場合を除き、受託者の責任で施設及び設備の復旧及び機能回復を行うものとする。

(目標とする汚泥性状)

第47条 受託者は、特記仕様書に示す目標汚泥性状基準を満たすことを目標に浄化センターの運転をするものとする。

- 2 受託者が前項の基準を満たすことができなかった場合は、委託者は、受託者に対して基準を満たすように指示することができる。
- 3 前項の指示について、受託者は目標を満たすように努めなければならない。

(遵守すべき性能基準)

第48条 受託者は、特記仕様書に規定する遵守処理水質基準及び遵守汚泥性状基準を遵守し、浄化センターの運転をしなければならない。

(関係機関等との協定事項)

第49条 受託者は、委託者が関係機関等との間で締結した協定書、合意書等に定められた事項を遵守しなければならない。

- 2 委託者は、新たに関係機関等との間で協定書、合意書等が締結された場合は、その内容を速やかに受託者へ通知するものとする。

(性能未達の定義)

第50条 性能未達とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 第48条で定めた基準を遵守できなかった場合
- (2) 処理場等の施設及び設備の機能を損ねた場合及び過度な劣化が認められた場合
- (3) 処理場等の管理に係る関連法令等及び関係機関等との協定書、合意書等を遵守できなかった場合

(性能未達の場合の取扱い)

第51条 受託者は、性能未達の場合は、委託者による業務改善、施設改善等の要求に従わなければならない。

2 前項の要求に応じるために要する費用は受託者の負担とする。

3 受託者が要求に従わない場合は、日割りによる委託金額の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(受託者の責任の免除)

第52条 委託者は、次の条件下においては、性能未達であっても受託者に責任を求めないものとする。

(1) 特記仕様書に示す浄化センターの能力を超える量又は水質の下水が流入した場合

(2) 浄化センター等の施設又は水質に重大な影響を及ぼす有毒物質、化学物質等が流入した場合

(3) 天災に起因する場合

(4) その他受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合

2 前項各号に掲げた事態が発生した場合は、受託者は、緊急措置を講じた上で、その事態の内容、想定される処理場等への影響及び緊急措置の内容を速やかに委託者に報告しなければならない。

(賠償責任)

第53条 契約期間中に受託者の責により生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善または取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りではない。

2 本業務遂行中に受託者の故意もしくは過失により、悪質な水質での処理水放流等、周辺環境保全に及ぼす重大な瑕疵があり、損害賠償等を委託者が請求された場合、委託者は受託者に対し、その損害賠償を請求することができるものとする。

3 前2項の他、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。

(賠償限度)

第54条 前条に規定する受託者の損害賠償等は、受託者の加入する保険をもって対処できるものとする。ただし、受託者の持つ保険によっても対応できない賠償金額となった場合には、保険適用額を超える受託者の負担は、当該年度の業務委託料の100分の100を限度とする。ただし、受託者の故意または重大な過失による損害賠償等は賠償限度を設けない。

第6章 契約の変更

(委託金額の変更)

第55条 委託金額を変更できる条件は、次のとおりとする。

- (1) 特記仕様書に示す流入条件と実際の流入条件が大きく異なった場合
- (2) 業務の履行に重大な影響を与える法令、基準等が変更された場合
- (3) 著しく賃金又は物価が変動した場合

2 委託者又は受託者は、委託金額の変更を求める場合は、変更を要する根拠を記載した契約変更協議書を相手方に提出しなければならない。

3 変更の方法等詳細については、契約変更協議書に基づき、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合)

第56条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の請求があったときは、変動前残委託金額（委託金額から当該請求時以前に相応する委託金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残委託金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残委託金額の1000分の15を超える額につき、委託金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者及び受託者双方が協議して定める。

4 第1項による請求は、この条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく委託金額変更の基準とした日」とする。

5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、委託金額の変更額については、委託者及び受託者双方が協議して定める。

7 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

第7章 その他

(受託者による効率化方策の提案)

第57条 受託者は、処理場等の効率的管理・運営方策に関し、委託者に提案しなくてはならない。

(受託者による投資の提案)

第58条 受託者は、業務の効率的及び効果的な遂行を図るため、自らの責任と負担による設備の設置及び既存設備の改良を委託者に対して提案することができる。

- 2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の旨を受託者に通知するものとし、承諾された場合は、受託者が設置又は改良工事を行うものとする。
- 3 受託者は、提案に基づく工事を行った場合は、その概要について委託者に報告するものとする。
- 4 契約終了時の取扱いについては、委託者及び受託者双方が協議して定めるものとする。

(施設の設置、増設及び改築時の取扱い)

第59条 施設の設置、増設及び改築は、委託者の負担によって実施する。

- 2 受託者は、委託者が実施する施設の設置、増設及び改築に際し、円滑に進められるよう協力するものとする。
- 3 施設の設置、増設及び改築に係る責任は、委託者が負うものとする。
- 4 施設の設置、増設及び改築の際に要する光熱水費は、委託者が負担するものとする。

(施設の改善要求)

第60条 受託者は、管理する上で受託者の責めに帰することができない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、委託者に対し、その改善要求を行うことができる。

- 2 受託者は、施設又は設備の改善要求を行う場合は、次の事項を明らかにした改善要求書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 正常な管理を行ってきた証拠
 - (3) 必要な改善措置案
- 4 委託者は、受託者から提出された改善要求書に基づき、両者で協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(施設機能確認)

第61条 委託者は、契約終了時及び必要と思われる時に処理場等の施設及び設備の機能確認を行う。なお、施設及び設備の機能確認に先立ち、施設機能確認報告書を委託者の定めた様式により提出すること。

- 2 委託者は、機能確認業務を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、委託者は、事前に受託者にその旨を通知するものとする。
- 3 受託者は、機能確認に際し、全面的に協力しなければならない。

- 4 機能確認の結果、所定の機能の保持が確認できなかった場合は、受託者は、委託者の承諾を得た上で機能回復に必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、機能回復に必要な措置を講じた後、その内容等について速やかに委託者に報告しなければならない。
- 6 前項の場合において、委託者の承諾が得られるまでは、受託者は、責任を持って処理場等の運転業務を実施しなければならない。この場合において、その際に生じた費用は、受託者が全額負担するものとする。
- 7 機能確認の内容に疑義がある場合は、受託者は、委託者に対し、機能再確認申請ができるものとする。この場合においては、当該機能再確認は、委託者及び受託者双方が立ち会って行うものとする。

(事業の実施状況の履行監視及び評価)

第62条 委託者は、契約に基づき受託者から提供される下水処理サービス等の履行状況確認のため、受託者による施設の運転管理、保守管理及び突発修繕などの状況把握を目的として、委託者の承認を得た各業務の計画に基づき、定期または随時に書類及び現地調査による監視を実施することがある。

- 2 委託者は、事業の実施状況の監視及び評価を第三者機関に委ねることができる。この場合においては、委託者は、事前に受託者にその旨を通知するものとする。
- 3 受託者は、履行監視に際し、全面的に協力しなければならない。

(再委託)

第63条 受託者は、本契約業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、事前に委任者の書面による承認を得て、本契約業務の一部を請け負わせることができる。委託者は合理的理由がない限り、承認を拒絶してはならない。

(契約解除)

第64条 受託者の提供するサービスが、契約書等に定める水準を大幅に下回る場合及び受託者の責に帰すべき事由による債務不履行またはその懸念が生じたとき、委託者は受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内における改善策の提示及び実施を求めることができるものとし、受託者が当該期間内に改善できなかった場合、委託者は契約を解除できるものとする。

- 2 受託者が、会社更生法の適用申請を行うなど財務状況の悪化に伴い、事業の継続が困難であると合理的に考えられる場合、委託者は契約を解除できるものとする。
- 3 前2項の規定において本契約が解除されたとき、委託者が新規の維持管理体制を構築し引き継ぐまでの間(約6ヶ月間)受託者は責任を持って維持管理を継続するものとし、かかる費用、違約金、損害賠償等の詳細については別途協議する。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、受託者は契約を解除することができるものとし、受託者はこれにより生じた損害の賠償を請求できるものとする。
- 5 委託者・受託者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になっ

た場合は、事業継続の可否及び清算方法等書詳細について別途協議を行うものとする。

(雑則)

第65条 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 受託者は、運転等に係る資料の提出を監督員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義)

第66条 本仕様書に疑義を生じた場合又は、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。